

(児童福祉法施行令の一部改正)
第一条 児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)の一部を次のように改正する。
第四十二條の二第一項中「第十條第一項第五号」を「第十條第一項第四号」に改める。

(医療法施行令の一部改正)

第二条 医療法施行令(昭和二十三年政令第三百二十六号)の一部を次のように改正する。
第一條の表第十二條第二項の項中「助産所所在地」を「助産所の所在地」に改め、同表第十八條ただし書の項中「但し」を「ただし」に改める。
第四條の五の表第三條の二の項中「第三條の二」を「第三條の三」に改める。
第五條の二第二項中「規定する標準」を「規定する基準」に「算定標準」を「算定基準」に改める。
第五條の三第二項及び第五條の四第二項中「算定標準」を「算定基準」に改める。

(身体障害者福祉法施行令の一部改正)

第三条 身体障害者福祉法施行令(昭和二十五年政令第七十八号)の一部を次のように改正する。
第三十條第一号中「第三十五條第三号」を「第三十五條第四号」に改め、同条第二号中「第三十五條第二号」を「第三十五條第三号」に改め、同条第三号中「第三十五條第二号若しくは第三号」を「第三十五條第三号若しくは第四号」に改める。
(食品衛生法施行令の一部改正)

第四条 食品衛生法施行令(昭和二十八年政令第二百二十九号)の一部を次のように改正する。
第八條第一項を次のように改める。

都道府県、保健所を設置する市又は特別区(以下この条において「都道府県等」という)は、
法第二十九條第一項又は第二項の規定に基づき当該都道府県等が設置する食品衛生検査施設の設備及び職員の配置について、条例で基準を定めなければならない。
第八條第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

- 2 都道府県等が前項の条例を定めるに当たっては、第一号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第二号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を準拠するものとする。
- 一 食品衛生検査施設の設備
- 二 食品衛生検査施設に配置する職員

(理容師法施行令及び美容師法施行令の一部改正)

第五条 次に掲げる政令の規定中「都道府県」の下に「地域保健法(昭和二十二年法律第百一号)第五條第一項の規定に基づく政令で定める市(以下「保健所を設置する市」という)又は特別区にあつては、市又は特別区」を加える。
一 理容師法施行令(昭和二十八年政令第二百三十二号) 第四條第三号
二 美容師法施行令(昭和三十三年政令第二百七十七号) 第四條第三号

(旅館業法施行令の一部改正)

第六条 旅館業法施行令(昭和三十三年政令第五百二十二号)の一部を次のように改正する。
第一條第一項第二号ハ中「かぎ」を「鍵」に改め、同項第十号中「さえぎる」を「遮る」に改め、同項第十一号中「都道府県」の下に「保健所を設置する市又は特別区にあつては、市又は特別区以下同じ」を加える。

(知的障害者福祉法施行令の一部改正)
第七条 知的障害者福祉法施行令(昭和三十五年政令第三百三三号)の一部を次のように改正する。
第五條中「第二十一條第二号又は第三号」を「第二十一條第三号又は第四号」に改める。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備等に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十三年十二月二十一日

内閣総理大臣 野田 佳彦

政令第四百七号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備等に関する政令(抄)
内閣は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成二十三年法律第百五号)の一部の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

第九條 母子保健法施行令(昭和四十年政令第三百八十五号)の一部を次のように改正する。

第二條の見出しを「(国又は都道府県の費用の負担)」に改め、同条中「第二十一條の三」を「第二十一條の二又は第二十一條の三」に、「国」を「都道府県又は国」に改める。

(地方自治法施行令の一部改正)

第十條 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)の一部を次のように改正する。

第七十四條の二十八第一項中「身体障害者福祉司」というの設置の下に、「同法第十二條の三第二項の規定による相談援助の委託」を加える。

第七十四條の三十の三第一項中「及び同法第十三條第一項」を、「同法第十三條第一項」に改め、「知的障害者福祉司」というの設置の下に「及び同法第十五條の二第二項の規定による相談援助の委託」を加える。

第七十四條の四十九の四第一項中「身体障害者福祉司の設置」の下に、「同法第十二條の三第二項の規定による相談援助の委託」を加える。

第七十四條の四十九の八第一項中「及び同法第十三條第一項」を、「同法第十三條第一項」に改め、「知的障害者福祉司の設置」の下に「及び同法第十五條の二第二項の規定による相談援助の委託」を加える。

第十一條 地方自治法施行令の一部を次のように改正する。

別表第一 薬事法施行令(昭和三十六年政令第十一号)の項を次のように改める。

薬事法施行令(昭和三十六年政令第十一号)

第四條第二項及び第三項において読み替へて適用される同条第一項及び第二項の規定は、同条第三項及び第四項において読み替へて適用される同条第一項及び第二項の規定に準ずるものとする。

二 第四條第二項において読み替へて適用される同条第一項及び第二項の規定は、同条第三項及び第四項において読み替へて適用される同条第一項及び第二項の規定に準ずるものとする。

第十二條 登録免許税法施行令(昭和四十二年政令第四百十六号)の一部を次のように改正する。

第十五條第一項を次のように改める。

法別表第一第七十七号(一)に規定する政令で定めるものは、薬事法(昭和三十五年法律第四百四十五号)第十五條第一項(製造販売業の許可)又は同法第八十三條第一項(動物用医薬品等)の規定により読み替へて適用する同法第十二條第一項の許可で、薬事法施行令(昭和三十六年政令第十一号)第八十條第一項(都道府県知事等)の規定により同法第四項に規定する都道府県知事等(次項において「都道府県知事等」という。)が行うこととされる事務(同条第一項第一号に係るものに限る。)又は同令第八十三條(動物用医薬品等)の規定により読み替へて適用する同令第八十條第一項の規定若しくは同条第二項の規定により都道府県知事が行うこととされる事務(同条第二項各号中「第八十條第一項又は第二項」に係るもの以外のものである)とする。

第十五條第二項各号中「第八十條第一項又は第二項」を「第八十條第一項の規定により都道府県知事等が行うこととされる事務(同項第二号に係るものに限る。)又は同条第二項」に、「同条第一項第二号又は第二項第三号」を「同項第三号」に改める。

附則 (施行期日) 第一條 この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第八條、第九條、第十一條及び第十二條の規定並びに附則第六條の規定は、平成二十五年四月一日から施行する。

(食品衛生法施行令の一部改正に伴う経過措置) 第二條 第四條の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、同条の規定による改正後の食品衛生法施行令第八條第一項の規定に基づく都道府県、保健所を設置する市(地域保健法(昭和二十二年法律第百一十号)第五條第一項の規定に基づく政令で定める市をいう。以下同じ。)又は特別区の条例が制定施行されるまでの間は、同令第八條第二項に規定する厚生労働省令で定める基準は、当該都道府県、保健所を設置する市又は特別区の条例で定める基準とみなす。

(理容師法施行令の一部改正に伴う経過措置) 第三條 第五條の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、同条の規定による改正後の理容師法施行令第四條第三号の規定に基づく保健所を設置する市又は特別区の条例が制定施行されるまでの間は、当該保健所を設置する市又は特別区に属する都道府県が同号の規定に基づき条例で定める場合は、当該保健所を設置する市又は特別区が同号の規定に基づき条例で定める場合とみなす。

第一條 この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第八條、第九條、第十一條及び第十二條の規定並びに附則第六條の規定は、平成二十五年四月一日から施行する。